

’ 2 5 家製協第◆◆号
2 0 2 5 年◆◆月◆◆日

市(or 町、村)

市(or 町、村)長 様

東京都千代田区霞が関 3-7-1
霞が関東急ビル 5 階
一般財団法人家電製品協会
専務理事 川上 景一

離島対策事業協力 内定通知書 （見本）

（補助事業用）

（2026 年度分）

貴市(or 町、村)が離島対策事業協力応募申請書（◆◆◆◆年◆◆月◆◆日付け）をもって応募された◆◆◆島地域に係る計画について、離島対策事業協力実施要項（以下「要項」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき第三者委員会は、協力を内定するとともに、同項の規定に基づき当該内定に下記の条件を付すること及び同条第 3 項の規定に基づき助成単価を下記のものとするをそれぞれ決定いたしましたので、通知いたします。

なお、この通知が貴市(or 町、村)に到達した日から 1 か月が経過する日までに貴市(or 町、村)から一般財団法人家電製品協会（以下「協会」という。）に当該内定に係る案件について同条第 4 項に規定する事業協力確認書を提出いただけなかった場合、同条第 8 項の規定に基づきこの内定は取り消されることとなりますので、念のため申し添えます。

記

1. 用語の定義

- （1） この通知書において使用する用語の定義は、この通知書に特に定めるほかは、要項及び特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）に定めるところによるものとする。
- （2） この通知書において「対象地域」とは、◆◆◆島地域をいう。
- （3） この通知書において「対象廃棄物」とは、対象地域において排出された特定家庭用機器廃棄物（対象地域において不法投棄されたものを除く。）及び対象地域において不法投棄された特定家庭用機器廃棄物であって、貴市(or 町、村)その他の者が回収したものをいう。
- （4） この通知書において「特定中間集積所」とは、対象廃棄物を搬出するまでの間一

様式第2（要項第5条第4項関係）

時的に対象廃棄物を対象地域内に保管するための施設であって、次に規定する住所に設置されたものをいう。

⇒ ◆住所◆複数ある場合は次のとおり書き分けます。

特定中間集積所 A：◆住所◆

特定中間集積所 B：◆住所◆

(5) この通知書において「特定海上輸送」とは、◆◆港（対象地域にある港を記載）において船舶に対象廃棄物を積み込む時から、◆◆港（本土にある港を記載）において当該船舶から当該対象廃棄物を取り卸した時までの輸送行為をいう。

(6) この通知書において「事業実施期間」とは、2026 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間をいう。

2. 助成金の対象となる事業

貴市(or 町、村)に交付する助成金の対象となる事業は、次項 3. (1) ①に規定する対象輸送事業に係る特定海上輸送に要する費用の全部又は一部に相当する額の補助金を貴市(or 町、村)が当該特定海上輸送を行う者（当該特定海上輸送を実際に行う者が委託を受けて当該特定海上輸送を行うときは、当該委託をした者。以下「補助対象者」という。）に対して交付する事業（以下「補助事業」という。）とする。

3. 第三者委員会が内定に関して付した条件等

(1) 貴市(or 町、村)は事業実施期間中、①から⑤までに規定するものについて、満たしていなければならない。

① 次に規定する事業（以下「対象輸送事業」という。）が適正な稼動状態に保たれていること。

⇒ <実施する内容に応じて具体的に記載します。>

イ

ロ

ハ

ニ

. . . . 再商品化等実施者に引き渡させる。

② 特定中間集積所までの対象廃棄物の輸送及び特定中間集積所から指定引取場所までの対象廃棄物の輸送を実際に行う者が特定家庭用機器廃棄物を取り扱うために必要な許可を取得していること。対象廃棄物の輸送に関して関係者間で必要な覚書が締結されていること。

③ 特定中間集積所から指定引取場所までの対象廃棄物の輸送は、【◆◆トントラック（実際に輸送するトラックの最大積載量を記載）1 台以上、◆◆フィートコンテナ（実際に使用するコンテナのサイズを記載）1 基以上等】を満載にして行うこと。ただし、本文の規定にかかわらず、最低限年間 1 回は特定中間集積所から指定引取場所まで対象廃棄物を輸送すること。

⇒ 【 】内は実施する内容に応じて記載します。

- ④ 貴市(or 町、村)が要項第13条第1項に規定する要請を受けた場合、補助対象者、中間集積所管理者その他の対象輸送事業に係るすべての者に当該要請への協力が得られるようにすること。
- ⑤ 貴市(or 町、村)が補助対象者に交付する対象廃棄物ごとの1台当たりの補助金の額は、次項4. に定められた当該対象廃棄物に係る助成単価以上の額とすること。
- (2) 貴市(or 町、村)は、2026年1月1日から2030年3月31日までの間、①に規定するものを満たすとともに、②から④までに規定するものを実施可能な状態にしておかなければならない。
- ① 特定海上輸送に関する証拠書類及び帳簿が補助対象者によって保存されていること。
- ② 特定海上輸送に関する証拠書類が貴市(or 町、村)の求めに応じて補助対象者から乙に提供されること。
- ③ 貴市(or 町、村)が協会に対して対象輸送事業に関する報告等をする上で必要な事項が貴市(or 町、村)の求めに応じて補助対象者から貴市(or 町、村)に報告されること。
- ④ 要項第17条第1項に規定する報告及び同条第2項に規定する検査に補助対象者が協力すること。

⇒ 特定の条件付与がある場合

- (3) 条件を記載

4. 第三者委員会が決定した協力の条件

助成単価は次の額とする。協会は要項第15条第1項の規定により算出される助成金を貴市(or 町、村)が実施する補助事業に協力するために交付する。

助成単価

エアコン	円
ブラウン管式テレビ	円
液晶・有機EL・プラズマ式テレビ	円
冷蔵庫・電気冷凍庫	円
洗濯機・衣類乾燥機	円

⇒ 大小区分がある場合は上記に加えて それぞれの区分ごとに助成単価を記載すること。

5. 応募申請時に実績報告方法「協会集計方式」を選択されている場合

対象輸送事業により再商品化等実施者に対象廃棄物を引き渡すときに用いる家電リサイクル券の発券者の氏名又は名称等及び所在地並びに対象地域に存する郵便局の名称を2026年1月1日より前に協会に通知するものとする。

⇒ 協会集計の場合に必要。それ以外は削除します。

以上